

第 2 3 期大分海区漁業調整委員会委員候補者の募集要領

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 139 条第 1 項の規定に基づき、大分海区漁業調整委員会委員の候補者を下記の方法により募集します。

1 募集定数

- ① 漁業者委員 9 名
- ② 学識経験委員 4 名
- ③ 中立委員 2 名

2 任期

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 31 日まで（4 年間）

3 身分

大分県の特別職非常勤職員

4 報酬

各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例（昭和 27 年大分県条例第 4 号）の規定に基づき支給します。

5 職務内容

漁業権や知事許可漁業に関する知事の諮問に答申すること、水産動植物の採捕制限に関する指示を行うなど、海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理します。

具体的な職務内容は、年間 9 回程度開催される委員会への出席や、関連する会議への出席などがあります。

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次に掲げる各委員の要件を満たす者

【委員の要件】

（1）漁業者委員

海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者（1 年に 90 日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）

(2) 学識経験委員

資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者

(3) 中立委員

海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者

7 委員の欠格事由

次のいずれかに該当する者は、委員となることができません。

(1) 年齢満 18 年未満の者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 都道府県の議会の議員

(5) 大分県暴力団排除条例（平成 22 年大分県条例第 33 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当する者

8 推薦及び応募の方法

所定の推薦書及び申込書様式に必要事項を記入の上、持参又は郵送により大分県農林水産部漁業管理課漁業調整班に提出してください。

(1) 委員推薦書及び委員申込書

- ① 法人又は団体が推薦する場合 . . . 様式第 1 号
- ② 個人が推薦する場合 . . . 様式第 2 号
- ③ 個人で応募する場合 . . . 様式第 3 号

(2) 提出先

大分県農林水産部漁業管理課漁業調整班
〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

(3) 受付期間

令和 6 年 10 月 1 日(火)から令和 6 年 10 月 31 日(木)まで（郵送の場合は最終日の消印有効）

なお、持参の場合の受付は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで定数に満たない場合等は、期間を延長することがあります。

(4) 受付方法

郵送（書留郵便に限る。）又は持参

(5) その他

- ① 推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ② 推薦及び応募に係る経費は、全て推薦者、被推薦者又は応募者の負担となります。

- ③ 提出書類に記載された内容を確認するため、必要に応じて関係機関に照会することがあります。
- ④ 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

9 候補者の評価及び決定

提出された書類を基に、大分海区漁業調整委員会の委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が被推薦者及び応募者の評価を行い、その結果を知事に報告します。

知事は、評価委員会の報告を参考として、委員候補者を決定し、大分県議会の同意を得た上で委員を任命します。

10 推薦及び応募状況等の公表

推薦・募集期間の中間及び終了後に、本県のホームページにおいて以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者が個人である場合にあっては、その者の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者が法人又は団体である場合にあっては、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が、漁業法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) その他知事が必要と認める事項
- (7) 推薦を受けた者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数
- (8) 応募した者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

11 問合せ先

大分県農林水産部漁業管理課漁業調整班

(住所) 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 本館8階

(電話番号) 097-506-3918

(メール) a16350@pref.oita.lg.jp